

新潟市園芸経営継続緊急支援事業実施要領

第１ 趣旨

新潟市園芸経営継続緊急支援事業の実施については、新潟市補助金等交付規則及び新潟市園芸経営継続緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２ 実施基準

１ 事業区分

事業は、補助事業者が自ら使用する機械・施設等の導入に対する助成（以下「補助」という。）または、リース契約に基づき農業者等（以下「借受者」という。）に貸し付けるために補助事業者が導入する機械・施設等に対する助成（以下「リース」という。）に区分して実施する。

２ 補助事業者

補助事業者は、要綱別表１に定めるとおりとし、民間リース会社については、他の農林水産業関係交付金又は補助事業（国、県又は市）において、過去５年以内に新潟県内で事業実績を持つリース会社であること。

３ 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設は、新品とし、古品の場合は、安全性及び使用管理を行う上に不都合がなく、耐用年数の残存年数が概ね５年以上のものとする。

第３ 事業実施計画の策定

１ 事業計画書の作成

補助事業者は、実施しようとする種目について事業計画書（共通添付資料１の共通計画書）を作成し、補助金等交付申請書に添付するものとする。

２ 事業計画の変更

補助金の交付決定を受けた事業計画の変更のうち、次に掲げる重要な変更については前項に準じて事業計画書（変更）を作成し、補助事業変更申請書に添付するものとする。

- （１）補助事業者の変更、リースにおける借受者の変更
- （２）種目の新設又は廃止
- （３）施工箇所、設置場所の変更
- （４）種目又は設計単位ごとの事業量の３０％を超える変更

３ 事業計画に基づく実施

事業は補助金の交付決定を受けた事業計画に基づき、事業実施主体が必要な手続き等を経て目標の達成に向けて実施するものとする。

第４ 事業実施後の措置

１ 機械・施設の管理

本事業で取得した機械、施設等は導入年度、事業名及び種目名を明示し常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

(1) 管理主体

機械・施設等の管理主体は、原則として補助事業者とする。

(2) 保険の加入

補助事業者は、機械・施設の滅失又はき損に備えるため、機械・施設の耐用年数を経過するまでは農業共済等の保険に加入しなければならない。

(3) 滅失又はき損の届出

補助事業者は、機械・施設が滅失又はき損したときは、直ちに次の事項を市長に届け出るものとする。

(ア) 事業実施年度

(イ) 機械・施設等の所在及び種類

(ウ) 被害の程度

(エ) 滅失又はき損の原因

(オ) 損害見積価格及び復旧可能なものについては復旧見込額

(カ) 当該事業機械・施設の保全又は復旧のためにとった応急措置

第5 リースの取り扱い

リースの取り扱いについては、別記1に定める。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年3月31日から施行し、令和7年2月20日から適用する。

(別記1)

リースの取扱について

第1 リースの取扱い基準

リースは民間リース会社や農業協同組合（以下本取扱いにおいて「補助事業者」という。）と当該機械・施設（以下、本取扱いにおいて「機械等」という。）を利用する農業者等（以下、本取扱いにおいて「借受者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結する事業であって次の要件を満たすものとする。

1 リースする期間は、原則、当該機械等の耐用年数以上とする。

2 年間リース料は、次の算定式で算出した額以下であること。

（1）農業協同組合が補助事業者となって実施する場合

$$\text{年間リース料} = \frac{\text{補助事業者負担}\{(\text{事業費} - \text{補助金}) + \text{初期経費}\}}{\text{当該機械施設の耐用年数（リース期間）}} + \text{年間管理費}$$

（2）農業協同組合以外の者が補助事業者となって実施する場合

$$\text{年間リース料} = \frac{(\text{購入金額} - \text{補助金}) + \text{動産総合保険料} + \text{固定資産税} + \text{事務手数料}}{\text{リース期間}}$$

3 補助事業者と借受者との間において、リースの目的、期間、年間リース料、リース料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

4 借受者は、機械等の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械等に異常がおきた場合は、補助事業者に速やかに報告するとともに、その旨、届出を行うこと。

5 補助事業者は、借受者に対してあらかじめリース実施に必要な調査・審査及び必要書類、連帯保証人の徴求等できるものとする。

6 市は、毎年度予算の範囲内においてリースするために必要となる機械等の導入に要する経費に対して助成を行うものとする。

第2 リースの実施方法

1 実施内容

- ① 借受者が導入したい機械・機種等の仕様を前提として、借受者が3者以上のリース事業者からリース契約見積依頼書を送付する。（借受者が事前に導入したい機械・機種等について3者以上の販売業者に価格見積を行い、その内容を基にリース契約見積依頼書を送付することが望ましい。）
- ② リース事業者からリース契約書（案）（リース料金を含む。）を借受者に提示する。ここで借受者が補助事業者を決定する。なお、借受者は決定した補助事業者のほか、選考に漏れたリース契約見積依頼先に連絡すること。
- ③ 補助事業者は、上記までに決まった事項を基に市長に補助金の交付を申請する。
- ④ 市から補助事業者へ補助金の交付の決定を通知する。
- ⑤ 借受者と補助事業者とでリース契約を締結する。

2 その他必要な事項

(1) 補助事業者のしゅん工報告について

補助事業者は、リース契約を締結し、借受者に機械等が導入されたときは、導入機械等の確認を行った上で、補助事業実績報告書に必要書類を添付し市長へ報告するものとする。

また、補助事業者はあらかじめ以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。

[補助事業簿冊の内容]

- ① 事業計画書及び仕様書等 (借受者から補助事業者へ提出)
- ② 機械購入のための3者以上の見積書、又は入札関係書類 (借受者から補助事業者へ提出)
- ③ リース機械注文契約書、又は売買契約書 (補助事業者)
- ④ リース機械借受書(納品書と同様)、又は納品書 (補助事業者)
- ⑤ 機械等の確認写真 (補助事業者)
- ⑥ リース契約書 (補助事業者)
- ⑦ 売買代金の支払い額、年月日がわかる帳票 (補助事業者)
- ⑧ 補助金の受入額、年月日がわかる帳票 (補助事業者)
- ⑨ 補助金の往復文書 (補助事業者)

〈内示・補助金等交付申請書・交付決定・実績報告書・請求書・確定通知〉

(2) 市長の完成検査の実施について

必要に応じ、補助事業者に対し、検査に入ることができるものとする。